

労災保険の社会保障化上の基本的問題

TAKAFUJI, Akira / 高藤, 昭

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

20

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

121

(終了ページ / End Page)

151

(発行年 / Year)

1974-02-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006759>

労災保険の社会保障化上の基本的問題

高 藤 昭

目 次

- 一 世界における労災補償の社会保障化傾向
 - 二 労災保険をめぐる集団責任説と社会保障説
 - 三 社会保障としての労災保障の財源負担の問題
 - 四 労災保障の給付水準の問題
- むすび

一 世界における労災補償の社会保障化傾向

西欧諸国における労働災害補償制度の発展には、二つの流れがみられる。一は、一八九七年のイギリス立法 (Workmen's Compensation Act) を先駆とする法制、すなわち無過失責任と定額 (率) 補償を特質として個別的使用者に被災労働者に補償義務を確立する、個別的使用者責任法制から出発した多くの国々 (一八九八年〥フランス、デンマーク、一九〇三年〥ベルギー、ロシア、一九〇四年〥スイスなど) の例にみられるものであり、他は、一八八四年

のドイツ、ビスマルク立法に典型的にみられるように、個別的使用者に対する補償責任を確立または前提とせず、社会保険方式により、いわば集団的使用者による補償形式をとったものである。

この二つのうちの主流とみられる第一の形態は、およそ私的企業組織のなかにおいて雇用労働者を被災させた企業主は、その過失の有無を問わず、被災労働者に補償をなすべしとする新たな法思想を樹立したものととして、近代労働法史および法理論史上画期的な意義が認められるのであるが、それは資本主義体制下における私的利潤追究過程でなかば必然的に発生する労働災害についての個別的使用者に対する強い社会的非難を背景とするもので、機能的には、単に被災労働者の生活上の保護にとどまらず、個別使用者に対する懲戒および災害予防の意味もこめられたものであった。

しかしながら、かかる重要な意義をもつにもかかわらず、個別使用者責任法制には、きわめて大きな弱点があった。それはいかに使用者の力をもつても、増大する労働災害の補償には資金上の限界があったことにある⁽¹⁾。いかに趣旨や理念において崇高な制度も、使用者の資金面から補償が確保されないことになっては絵に画いた餅にすぎない。およそ労災補償制度において第一義的に達成されなければならないことは被災労働者への補償の確保である。そこで、各国とも、個別使用者の資金面上の弱さを克服して、完全な補償を確保するための方策の樹立に意が注がれることになる。そしてこの方策として浮びあがってくるのが、責任保険ないしそれに類似の制度を補償制度に結合させることである。これはいうまでもなく、個別的には資金力の弱い多数の使用者が集団を形成し、そこに責任負担の危険を分散して、かつ補償の十全を期するものであった。

この責任保険ないしそれに類似する制度の結合の度合いは、国により異ってあらわれるが、時とともに強化され

る。一八九七年当初のイギリスにおいては被災労働者に使用者の財産上に先取特権を認めるにとどめ、またもし使用者が任意保険に加入したならば、保険給付への特権を与えるにすぎなかった。フランス、スエーデンなどでは、責任保険は強制されないが、任意保険が組織され、また使用者の拠出による保障基金が設置される。ベルギー（一九〇三）、オランダ（一九二一）、などでは、ついに使用者に責任保険加入が強制される（ただ、保険機関は私保険でもよく、使用者は保険機関選択の自由があった）。『一九〇六年のイギリス法は、相互保険が関係者の過半数を組織するようになれば、使用者をこれに強制加入させた。そして一九四五年のフランスでは、社会保障基金に使用者を強制加入せしめ、被災労働者はこれに直接請求できることとなった⁽²⁾。

このようにして、個別責任法制においては、その実効性確保のために保険的技術の結合の度合いが漸次強められ、それが労災保険として、社会保険発展の先導的役割をはたすことになるのであるが、ここで注目すべきことは、その保険的技術結合の強化による使用者責任の実効性の確保が図られるほど、労災補償関係における保険制度は、そのウエイトを増大し、補償関係の法的基礎としての使用者責任の意義を薄れしめ、そこから遊離した独自の存在を主張するに至ることである。すなわち、労災補償責任制度において、その補償のみを担当する保険制度が前面に出て、賠償的機能が優越化し、その根底における使用者責任の懲戒的、予防的機能はもとより、その存在そのものを背後に押しやる傾向を生ずるのである。そしてこの傾向に一層の拍車をかけ、ついには使用者責任を消滅にさえ追いこむにいたるのは、第二次大戦以後における、「社会保障」なるより高次の新たな原理にもとづく制度のなかに労災補償が吸収され、組み込まれるに至るときである。

これはまず戦後のベバリッジ構想のなかにあらわれ、イギリスにおける一九四六年の“National Insurance (Ind-

ustrial Injuries) Act, 1946"に体现される。ベバリッジは、「労働者が事故でその脚を失った場合は、事故が工場内で起ころうと道路上で起ころうと、彼のニードには変りがない」として、彼の構想による社会保障計画のなかに、労使双方および国の拠出による労災保険制度を統合したのである⁽³⁾。ここにおいて、過去の使用者責任原理は消滅し、社会保障の原理が代置されることになる。その社会保障の原理とは、ベバリッジがいみじくも述べた、右の、脚を失った者のニードは、その事故が工場の内外でおこることによって差異はないという認識のなかにもつともよく示されている。すなわち、過去の使用者責任による労災補償は、その視野を労使関係の場のみにおき、使用者に、その使用者の立場からの被災労働者に対する補償責任を課したものであるに反し、社会保障制度のもとにおいては、労災補償は、全国民の生活保障者として登場した国家による国民の生活保障関係の一環としてあらわれる。その新たな国家にとっては、国民の生活上の事故の原因はもはや問題とならないのである。そして、この新たな国家を登場せしめたものは、とくに戦後における生存権思想の進展、確立であった。

このような労災補償の社会保障へのとりこみがほぼ完成された形で姿をあらわすイギリスのような例にまでは至らないにせよ、一九四六年のフランス法制も同一指向をもつものであった。ここでは個別責任は農業労働者に対する補償のみに残存せしめられて、一般労働者に対するものはすべて社会保障制度の一部門たる社会保障金庫の運営する強制社会保障に吸収された。ただイギリスの場合との大きな差は、その財源がすべて使用者側の拠出からなる点であった。そして、こうした傾向のなかで、もつとも完成した形において労災補償を社会保障のなかにとりこんだのは一九六六年のオランダ立法であった。これは、それ以前における業務外廃疾のための廃疾保険における給付水準が労災職業病保険のそれに比し低かったことに対し、ベバリッジの発想とまったく同様、同じ労働不能の状態にあるものは同

じ給付を受けるべきものであり、その廃疾の原因によつて給付額に差を設けることは不当であるとの見地から発したもので、右の二保険部門を統合し、労使双方の負担において（当初の予想では、賃金額の、使用者三、四五%、労働者〇、七五%、計四、二%）業務外廃疾給付水準を引上げる形で給付額における廃疾原因上の差別を廃止した（4）。前述のイギリスの場合においては、労災に対する給付水準は他よりなお高かったが、これをも平等としたもので、ここに、「労災補償」の概念は消滅した（5）。

以上、顕著な例をとりあげて説明したが、これが労災補償における「責任から社会保障へ」あるいは「労災補償の社会保障化」といわれる現象であり、西欧諸国を中心として、世界的に認められる傾向である。西欧諸国中、この面でもっとも遅れていたベルギーにおいても、一九六三年に職業病に対する強制保険化などがなされ、これがベルギー労災法制の社会保障化の第一歩とみられていたが（6）、一九七一年には、社会保障の普遍性原理のもとに、全使用者の強制労災保険制度が設けられることとなった（7）。

そして、わが国もまたこの世界的傾向における例外ではなかった（8）。わが国の場合、個別使用者の本格的な労災補償責任制が一応の確立をみたのは大正四年施行の工場法においてであつたが、業務上災害、疾病をも対象とした強制保険たる健康保険が昭和二年以来これに結びつけられ、早くから強制保険化されていたといえる。しかしわが国の場合は、補償の法的基礎はあくまでも個別責任法（工場法→労基法）であつて、保険制度はその責任の履行の確保を図る制度として背後に存在したにすぎなかった。したがつて、労災保険は使用者の利便のための責任保険としての性格が強く、その社会保障性はもちろん、社会保険性すら稀薄であつた。しかし昭和三五年および昭和四〇年の改正によるいわゆる「労災保険のひとり歩き」以後、労基法上の使用者責任から独自性を發揮しはじめ、そこに社会保障性

がかなりみられることとなった。そして昭和四八年には、通勤途上災害に対する補償が労災保険によって行なわれる措置がとられ、この傾向をさらに顕著ならしめた。労災補償の社会保障化傾向は、わが国では労基法上の使用者責任から分離した労災保険の社会保障化としてあらわれるのである。

以上のような労災補償の社会保障化は、個別責任における懲戒的、予防的効果を消滅させるという大きな欠点をもつ反面、労働者の生活保障についてのより高次の原理たる社会保障の方式Ⅱ国家による国民に対する直接的生活配慮の方式に置換されることによって、個別責任における補償の限界―補償額、補償範囲、補償形式などの面における―の克服が可能となるのである。この個別責任から社会保障への原理的転換過程、両者の原理的相違とそこから導かれる具体的な補償構造上の差異について、私はかつて考察を試みた⁽⁹⁾。そして、労災保険の社会保障化は、その社会保障の根本原理のもとに、従来の労災保険に対し、(1)労災保険制の目的と国の地位の変化、(2)保険と使用者責任との関連性の切断、(3)保険料の性格変化と国庫負担導入、という三つの基本的変化をきたし、それに応じた補償構造がとられることを示した。これはあくまでも労災保険の立場から、社会保障化がそれにかかる変化をおよぼし、またおよぼすべきであるかの観点からなされたものであり、それが全社会保障体系のなかでいかなる地位をしめるべきか、具体的には、他の社会保障制度との関連における、労災保険の財源負担、給付水準、保険料率の定め方などから、さらに労災保険の特別取扱の可否の問題にいたるまでの多くの問題の解決が私に残されていた課題であった。そして本稿はこの残された課題の一端をはたそうとするものである。

ところが、右に述べた私の労災保険の社会保障化の考え方に対し、いわゆる集団責任説の立場からの批判をいただき、また最近の労働法学会でのシンポジウムにおいては、この問題についての諸家の意見の開陳があった。そして

学界全体としては、労災保険の社会保障化とその理論に対してはかなり警戒的空氣の強いことがうかがわれた¹⁰⁾。そこで、集団責任説に対する私の考えを述べることによって私の立場をより明確にする必要を感じるので、本論に入る前に、まずこの点から始めることとしたい。

- (1) このほか、個別的使用者責任法制の欠陥については、ペバリッジによつて詳細に検討されている（ペバリッジ・レポート「社会保険および関連サービス」七九頁、山田鑑訳五二頁以下）。
- (2) 以上の使用者責任制と保険制度の關係の歴史は、主として、P. Durand, "La politique contemporaine de securité sociale," (1953) p.89 et s. を参照した。
- (3) 前掲ペバリッジ・レポート、とくに八〇頃。山田鑑訳五六頁以下。
- (4) オランダにおけるこの改革については、Annette E. Boscher, "La nouvelle loi sur l'assurance en cas d'incapacité de travail aux Pays-Bas" (Droit Social 1967, 11) など参照。
- (5) J. J. Dupeyron, "Sécurité Sociale" 3^e éd. p. 89
- (6) P. Saint, *Employeurs et législations sur les accidents du travail en Communauté économique européenne* (Droit Social 1966 No. 5, p. 299)
- (7) *International Social Security Review* (I.S.S.A.) 1972, No. 3, p. 269
- (8) 昭和三十五年以後の労災保険改正を社会保障化とみるみ方に対しては、後述西村健一郎氏の見解（「労災保険の「社会保障化」と労災補償・民事責任」(学会誌労働法四〇号)、桑原敬一「労災保険論」八〇頁以下など強い反対がある。どちらのみ方が自然であるかである。
- (8) 拙稿「労災保険における社会保障原理」(社会労働研究一七卷一・二号)
- (9) 学会誌労働法四〇号、「労働法と社会保障法」シンポジウムの記事参照。

二 労災保険をめぐる集団責任説と社会保障説

現在の右にみたような労災保険改革の動向を「社会保障化」としてとらえ、かつその傾向を肯定する私などのいわゆる社会保障説に対し、集団責任説の立場から西村氏は、まず、①被災者の法関係を、国家の国民に対する生活保障義務一般のなかに解消することによって労働災害発生に関する資本の責任をあいまにする―補償責任と使用者責任との関連は切斷され、使用者の拠出金単独負担の根拠が失なわれ、国庫負担が積極的には認められる―。②給付が他の社会保障と同じく最低生活水準の保障でよいことになる、を理由として批判的態度を示される⁽¹⁾。また、社会保障説の延長上にある、いわゆる労災保険解消論（労災保険を完全に社会保障制度一般のなかに解消し、その独自の存在を失なわせることを主張する説）についても、業務上災害補償が損害填補の性格とともに慰藉料的要素をもち、業務外災害に対する給付と性格が異なること、および使用者を理由なく免責することになることから、否定される⁽²⁾。氏の集団責任説では、労災保険を、「個別使用者責任の拡大によって補償し切れないもの（たとえばスライド年金の賦与、リハビリテーション施設の設置など）を、使用者の責任を集団化することによって補償しようとする⁽³⁾」ものとみるのである。この意味での労災保険は、単に使用者の危険を分散させる機能だけでなく、「保険制度を利用することによって集団としての使用者の責任の拡大、徹底をはかり、被災者のこうむった人身損害のより完全な填補を実現し、それを通して被災者の生活の確保をはかるための制度」であり、現在の労災保険の社会保障化現象もこれによって理解される⁽⁴⁾。そして、その集団責任の法的根拠は「使用者の資本としての一体性」に求められ、またこの発想は「被災者に災害前の生活を可能なかぎり回復させるべきであるとの労働者の生存権的要求に基く」とされるのであ

る(5)。

この西村氏の所説のうち、まず、最初の社会保障説に対する第二の批判点であるが、社会保障＝最低生活保障とするのは、今日においてはもはやドグマである。このことは改めて後述する。つぎに社会保障説に対する第一の批判点については、これは、まさに私が労災保険の社会保障化にもなつて生ずる構造原理上の基本的変化として指摘し、かつ是認した点であつた。その必然性と必要性については、ここではくり返さない。ただ一言すれば、社会保障法は国家の国民に対する生活保障義務から発する法体系であつて、個別使用者の雇用労働者に対する生活保障義務よりは一段高い次元に立つものであり、かつ、生存権原理の進展とともに、その包括性、統一性の内在的要請はますます強くなる性格のものである。この包括性、統一性の要請の結果として、そしてまた、従来の損失てん補を本質とする個別責任による補償の限界を突破し、制度をより前進せしめるものとして、社会保障はついに個別責任原理を消滅させるに至るのである(6)。そしてこのことの必然性、必要性は、今日の労働災害の新しい状況により、労働災害における使用者への帰責性、非難性の稀薄化によって強められていることが見逃せない。すなわち、とくに労働災害における交通災害の激増、都市生活からくる労働者の体力、健康状態の悪化の影響、公害関連労働災害の多発などの企業外的要素の増大の傾向(「労働災害の社会化現象」と呼びたい)は、労働災害を個別的企業危険の発現としてではなく、社会的危険のそれとしてとらえるべき面を強めており、その結果、その予防と補償の面においても、個別責任を超越したところにおいて、すなわち国家全体として処理しなければならない特質を強く打出しているのである(7)。

そこで残された問題は、集団責任といわれる觀念や制度そのものについてである。この責任形態は、かつてのピスマルク労災保険についていわれ(8)、また、労災補償が個別責任から社会保障への移行の中間的責任形態としても説

かれているところであるが(9)、私は以下のように考える。

さきにもふれたごとく、個別責任制における使用者は、それがいかに経済的強者であるとしても、その履行のための龐大な財源上の負担にたえず、その結果十分な補償を不可能とする。そこで、これに対処するために使用者が集団を形成し、その集団的財力によって補償をなすことが不可避となる。この使用者の集団的補償の典型が責任保険形態であつた(10)。各個別使用者は、この集団的補償形態——保険集団たる使用者団体による責任履行形態をとることによって、一定の僅少の保険料負担とひきかえに補償責任の負担という大きな危険の分散回避の実をおさめたのみならず、被災労働者に対する補償面においても、個別責任でははたしえなかつた充実をもたらしうる財源上の余力を生じた。補償の集団化は、被災労働者との関係においても財源上の基盤の強化、ひいては補償の充実につながるという事実上の実益をもたらしただけである。

しかし理論的にみて、その集団責任は被災労働者保護の観点から個別責任と異るどのような存立意義をもち、また補償面に具体的にいかなる変化をもたらすのか。ここがきわめて重要なところと思われるが、これを説明するには、世上いわれる「集団責任」が何を意味するのか、右のような単純な責任保険方式にみられるような責任形態なのか、あるいはそれをこえたなにかであるのかを確定する必要がある。

もし、単純な責任保険方式におけるものを意味するとすれば、それは個別責任を前提とし、その責任負担者の危険の分散ないし責任履行確保のための手段としての意味をもつにすぎない（個別使用者の単純な集団化）から、無から有は生じない理で、その集団責任はその基礎である個別責任以上のものを生み出すことは不可能であらう。ここにももちろん「損害賠償の社会化」として、個別責任であつたものを社会的責任に転化せしめ、その個別責任との関連を

不明確ならしめるとともに、責任における微戒的、予防的機能を抹殺するという機能上の大きな変化がみられるのであるが、しょせんは個別責任の単なる集団化であつて労働保護法的観点からみた場合、右のようなデメリットはあつても、個別責任を上廻るものを導きうる原理は、とうてい見出し難いと思われる。したがつて、このような意味における集団責任であるならば、その存立意義はほとんど否定されるであらう。集団責任は、それが個別責任に対して何らかの独自の存立意義をもつときはじめて価値を生ずるのであるが、そのためには、それが個別責任から原理上あつていどはなれた独自の責任形態としてあらわれなければならない。

右のような観点から存立意義をもつと考えられる集団責任形態は、典型的にはビスマルク労災保険にみられるような、個別責任を前提としない単独、固有の責任形態のものと思われる。それは「使用者の資本としての一体性⁽¹⁾」から、労働災害を個々の企業において単独ではなく、全資本主義産業体制のもとにおいて生じたものとみ、かつ、その労働災害における被災労働者に対する補償を個々の使用者の責任とせず、全使用者の一体としての責任⁽²⁾全使用者による危険の共同引受と観念したものと理解される。ここにおいては、個別使用者の事業場における災害発生率を顧慮することなく一律の拠出金率が設定されることにもなり、全使用者間におけるいわゆる危険のプール化が達成される。

このような意味における集団責任形態は、個別責任に対する単純な責任保険より以上に責任の社会化としてとらえるものであり、それは前述の今日における労働災害の社会化現象にも対応するものとして個別責任の単なる集団化としての集団責任よりも一歩を進めた意義を認めることができるであらう。私もこの意義を認めるに決してやぶさかではない⁽³⁾。

しかしながら、このような使用者の集団責任形態は、補償額、補償範囲その他の制度面において、理論上、具体的に個別責任を上廻る何らかのものをクリエイトするものであるのかどうか。私はこの点に大きな疑念をいだくのである。集団責任といえども、補償そのものはやはり使用者責任としてのそれであることを脱却するものではなく、（したがってその補償は損失でん補的性格を失なわないであろう）、個別責任を大きく上廻るものは導きえないのではなからうか。西村氏は、集団責任における補償面の充実は、「集団責任が労働者の生存権的要求に基いて補償を拡大、徹底させるための手段であるから、肯定しうる」とされるが⁽³⁾、集団責任がどうして、またどのような形で補償の拡大、徹底をもたらすのか論理的必然性は見出しえず、それゆえにまたどうして労働者の生存権的要求実現の手段たりうるのかについても承服しがたいものがある。

こうして、私見によれば、集団責任は、その意義をまったく評価しえないではないが、さりとて個別責任を上廻る多くを期待しえないものである。個別責任の限界を破るには、やはり社会保障原理によるべきである。そして問題は、歴史的に個別使用者の被災労働者に対する損失でん補として発達してきた労災補償を、今日におけるより高次の生活保障原理にもとづく社会保障法制のなかに、いかなる形においてとりこむかである。この問題のうち、以下では社会保障の一環たる労災保険の財源負担と、給付水準の二つのもっとも基本的と思われるものをとり上げ、これを中心に論ずることとした。

(1) 西村前掲四七頁以下

(2) 西村前掲五〇頁以下

(3)、(4) 西村前掲五四頁

(5) 西村前掲五六頁

(6) この点は個別責任の伝統的立場(たとえば西谷敏「社会保障法における人間像」法学雑誌一九卷二号三七頁注(8))。ただし氏は「社会保障の労災保険化」を展望されており、この点には注目すべきものがある。からはもとより、社会正義の観点からも、労災予防の観点からも、大きな問題をはらむものである。私は、労災保険の社会保障化は別途、故意、重過失ある使用者の慰籍料も含めた被災者に対する損害賠償責任法制の確立がともなわなければならないと考えている。ただ、社会保障化によって使用者責任が免責されることの伝統的立場からの懸念については、単純な責任保険化によっても、実質的にはほとんど同じ結果になっている事実(僅少の保険料負担への転嫁による責任の実質的消滅)を知らなければならぬ。わが法制のもとでも、労災保険によって、労基法上の責任は実は観念的、形骸的なものに転落しているのである。もし個別責任の趣旨を貫徹しようとするならば、いかなる形にせよ保険化すること自体にすでに問題があるはずである。

(7) この点については、拙稿「労働安全衛生法」制定の動向とこんごの労働安全衛生立法の原理(賃金と社会保障五八三号)でふれた。ここでいう労働災害の社会化現象とは、労災保険を社会保障化することによって業務危険が社会的危険ととらえられることではなく、労働災害自体における企業外的要素の濃厚化を意味する。最近のいわゆる高度経済成長―工業社会化が労働災害の性格を大きく変えようとしていることは重要である。

(8) P. Durand, op. cit., p. 90 et s.; P. Saint, op. cit., p. 300 など。

(9) たとえば桑原昌宏「労働災害と日本の労働法」二二七頁以下。

(10) 「責任保険による衡平な損害の分配の可能性を前提として結果責任は認められている」(伊沢「責任保険の発展とその止場」(我妻還暦、中巻五六〇頁))ものである一方で、責任保険自体が労災補償法制を契機として発達をとげたといわれる(西島梅次「責任保険法の研究」三頁以下)。

(11) 西村前掲五六頁

(12) 集団責任についての、上村氏の、集団的なやり方こそが社会保障であって、「集団責任だからこそ社会保障の領域に属すると考えてみたい」(第四三回労働法学会シンポジウムでの発言、学会誌労働法四〇号一七〇頁)の発言に代表される見解には大きな説得力がある。ただ、社会保障の根本原理としての集団主義(Collectivism)は資本主義の発展が経済的弱者たる労働者を中心とする国民大衆の個人責任主義をなり立たしめなくなつたところに登場したものである。そこで、同じ集団でも、従来の労災保険におけるような使用者の集団がはたして社会保障の意味での集団なのかどうかには私はなお若干の疑

問をもつ。労災保険における集団責任は個別責任から社会保障への過渡的形態として認めたい。

- (13) 西村前掲五六頁以下。個別責任では業務外である通勤災害が、同じ使用者責任でも集団責任になると業務上になるという論理が私には理解しかねるのである。

三 社会保障としての労災保障の財源負担の問題

社会保障の一環としての労災保険は、単に使用者の個別責任を担保するにすぎない単純な責任保険とは異って、その使用者の個別責任とは切断された国の国民に対する独自の生活保障法体系に属するものとして構成されることになる。そして、ここで直面する最初の問題はこの労災保険の財源負担の問題である。すなわち、使用者の個別責任を前提とする労災保険においては、理論必然的にその財源＝保険料は全額使用者が負担すべきもの（保険運営費に至るまで）であつたに反し、社会保障としての労災保険においては、その財源負担は社会保障独自の原理によって決定されるべきこととなり、すくなくとも従来の使用者全額負担原則の理論的根拠ないし必然性は失なわれる。そしてここに社会保障独自の立場から改めてその財源負担者は誰れかを考えなければならぬのである。

ところでこの社会保障一般の財源負担の問題自体、法理上いまだ明確な理論づけもなされなまま、沿革に従い、被用者保険については労使の拠出を中心として、それに国庫が一部負担するという、三者負担の原則が踏襲されてきている。そこで、社会保障のものと労災保険にこの原則をあてはめた場合、使用者以外に国や労働者も負担するのかわりという問題が提起されることになり⁽¹⁾、これが労災保険の社会保障化自体の大きな問題ともなるのである。

そして、この問題について、統一的社会保障制度の樹立という大目的のもとに、労働者にも負担せしむべしと割切り、その理論づけをしたのは前述のベバリッジであり、この理論のもとに、労組側の反対にもかかわらず、イギリス

法制 (National Insurance 《Industrial Injuries》 Act, 1946) は労働者負担への大転換をとげたのである。

ベバリッジによる労働者負担の主要な理論は、社会保険に独自の危険のプール化 (pooling of social risk) 理論の労災保険部門への適用であった。すなわち、私保険と異って、社会保険、とくに失業保険や健康保険については、個々の被保険者についての危険発生率の差異にかかわらず、その危険は共同で負担するという原則が一般に支持されているが、これは、労災保障費の国内全産業の均等負担の形で労災保険にも妥当しうる。そして、この考え方をとると、その費用を使用者単独で負担することの主張の成立を困難ないし不可能とする。なぜなら、「各産業がおたがいに依存しあっているかぎり、各産業に働く使用者も被用者ともに他のすべての産業に依存していることになる。銀行員や家事使用人自身には鉱山や船舶の事故の費用を拠出する義務はないが、銀行員や家事使用人の雇主には拠出の義務があるなどという理屈は成り立たない。各種各様の産業間をつらぬく共通の利害というものがあるかぎり、各産業ごとの危険の影響はまぢまぢであつても、全産業がその危険に備えて平等に負担しあうことが正しいとするならば、利害が共通しているのはなにも使用者にかぎったことではなく、被用者についても同じである。」⁽²⁾ からである。

しかし、このような理論に対しては、すでに一九四四年のILO、所得保障に関する勧告(六七号、二五項⁽⁵⁾)は業務災害補償の全費用は、使用者が拠出すべきものとして反対の態度をとったし、また、P・デュランのつとに異を唱えるところであつた。デュランは、使用者責任の過去の伝統的制度への執着のほかに、労働災害が単純な偶発事故ではなく、使用者の利益のもとに、使用者によつて組織された行為過程において生じたものであることを強調し、「社会保障の現代的構想のもとにおいても、業務危険の観念 (la notion du risque professionnel) を完全に否定すべきでない」として使用者の全額負担を維持すべきものとしたのである⁽³⁾。そしてこの使用者負担は労働災害の予防的効

果にも結びつく利点が指摘される。

さて、われわれはこの問題をどのように考えるべきであろうか。私は前稿において、労災保険の社会保障化による責任からの切斷により、保険料は国が使用者に対し、その責任の有無を問わず被災労働者の生活保障のために義務づけた拠出金としての性格をおび、また労災保険が社会保障の一環に組入れられたことにより、その財源を何に求め、誰に負担せしめるかは国の独自の政策的判断の問題であるとした⁽⁴⁾。この点は現在においても基本的には変更の必要は感じていない。ただ、その財源負担関係は「政策的判断」というよりは、実は社会保障の本質なり性格なりから理論的に導かれるべきものであらう。したがって、この問題の究明には、まず社会保障一般の財源またはその負担のあり方が、その本質なり、性格なりにてらし理論的に解明されることが先決となる。しかしながら、この点の理論的な解明はいまだ十分とはいえないばかりか、はたしてそれが可能か否かさえおぼつかないものがある。社会保障が国の責任を根本とする国民の生活保障の制度であることに徴すれば、その財源負担については国が重要な位置をしめるべきものであることは一応導かれるであらう。しかし、社会保障はかつての社会保険時代からの発展形態としての沿革をもち、財源とその負担者は、その国によって、国庫負担型、使用者負担型、被用者負担型等⁽⁵⁾の差を呈しつつ、過去の制度の承継というきわめて沿革的、非理論的要素によって決定されているのが現状である。そこで、社会保障といえば、その財源は労・使および国の三者負担が原則であるという漠然たる理解が一般化しているかのごとくである。そして、ベバリツジにおける労災保険の財源負担も、前述の彼の特殊な理論づけによりつつ、結局この社会保障の財源負担の一般原則に落着いたものであった。

しかし社会保障法の進展とともに、この問題はもはや漠然たる従来の負担原則の踏襲ではすまされず、より理論的

な究明がなされなければならない。残念ながら、私はいまここでこの点を論ずる十分な用意はない。ただ言えることは、社会保障の財源負担ないしその負担割合は、全社会保障制度を通じて一律に定められるべきではなく、それを組成する各保障部門ごとに定められるべきであるということである。社会保障は保障の包括性と統一性を強く要請するものであり、その財源負担の面においても、従来、各保障部門のそれぞれの特性を捨象して、全体としての費用負担が論ぜられがちであったが、社会保障は財源負担の面までも統一的であることは却って不合理である。たとえば、純然たる私傷病（これが減少していることは後述）の保障の経費については被保障者の負担も妥当であるが、一般的賃金水準低下がとくにその制度の誘因となっている児童手当（家族手当）の費用を被用者に負担させることは本末てん倒であらうし、また私見によれば、失業保障費についても労働者は無負担を原則とすべきである⁽⁶⁾。こうして、社会保障の費用負担関係は、各部門ごとに、その保障事故ないし保障給付の性格、さらに保障利益の帰属関係などが考慮されて決定されるべきで⁽⁷⁾、それは社会保障を公平にして社会的に妥当な制度たらしめるゆえん⁽⁸⁾と考える。

では、このような立場に立った場合、労災保障部門（これが独立の部門として存続しうるか否か⁽⁹⁾がそもそも問題であることは後述）の財源負担はどうか。結論を先に云えば、主としては使用者、従としては国が負担すべきであって、労働者は負担すべきものではない。ペバリツジの危険のブル化理論は、労災保障に関しては、資本主義社会において利害の一体関係をなす使用者間においては妥当であるが、その使用者の営利活動のもとにおける労働災害の一方的犠牲者である労働者にまで及ぼすことは社会正義に反し、不当なこととなる。

しかし、労働者が無負担であることは、労災保険が社会保障法体系のもとにとりこまれたのちにおいても過去の個別責任とその基本的原理を放棄すべきではないとする前述のデュランの理解や、あるいはより単純に、従来の労災補

償を社会保障が肩代りしたがゆえに、その財源負担面においては過去の労働法原理を残存せしむべしとするところから求められるべきものでもない。前稿でも述べたように、労災保険の社会保障化によって、根本的には民法的損害賠償原理を脱却できなかった労災補償が国家的生活保障原理へと本質的転換をとげ、その結果、保障領域の拡大その他補償構造上の大きな変化をもたらすのであって⁽⁸⁾、その財源面においてのみ過去の原理を維持することは理論的一貫性を欠くことになる。のみならず、とくに保障領域の拡大（災害の業務上性の拡大）によって、従来の個別責任の原理は妥当しえなくなっているのである。すなわち、私見によれば、個別責任のもとにおいては、それが損失でん補としての本質を脱却できなかったがゆえに、災害の範囲は、使用者に対する帰責事由存在の範囲、すなわち使用者の支配下あるいは指揮命令下の災害として、一般に承認されている「業務遂行性」、「業務起因性」の二要件主義のもとに、厳格に解されざるをえなかったが、社会保障下の労災保障についてはこの制約が撤廃ないし修正され、通勤災害その他の使用者にとつての不可抗力的災害も含め、およそ労働者から見て使用者に対する労務提供に関連ある生活部分Ⅱ労働生活部分Ⅰ通常、労働者の出宅から帰宅するまでⅠにおいて生じた災害は原則的に包含されうることとなるのである⁽⁹⁾したがって、これよりも補償範囲の狭い従来の使用者補償原理をそのまま持ちこみえないのである。

こうして、社会保障のもとにおける労災保障の財源負担関係は、過去の使用者責任とは別個の、社会保障法独自の次元に立って、何よりも労働災害（範囲の拡大された）の特殊性を考慮して決定されるべきである。そしてその特殊性は、私傷病との対此において考えらるべきであるが、それは労働者にとつての企業に対する労務提供過程Ⅱ企業にとつてはその営利確保のために不欠な労働者の行為過程、で生じたことである。従来の個別責任のもとにおいて業務上性を認められていた災害はもとより、通勤災害、地震、落雷による災害など、使用者にとつての不可抗力的災害で

あつても、それは労働者の企業に対する労務提供の一過程において、また企業の営利目的との関連で生じたものであり、このことにおいて、社会保障法上、その保障費用の負担については労働者の私傷病におけると別異に定められるべく、使用者負担、労働者無負担の十分な理由となしうると解される。労働者の生活保障を直接的理念とする社会保障障下においては、前述のような個別責任におけるとは別の意味における公平の観点にたつて、全関係者に妥当な財源負担関係が設定されるべきであるが、労働災害におけるこの特質、すなわち、使用者は、その労務提供によって利益をえ、労働者はその過程での一方的犠牲者であるということから、労働者は無負担とし、使用者を主たる負担者とすべきことが公平に合致するとみられるのである。

こうして、労働災害の右のような特質は、その保障費負担面における使用者責任を導くのであるが、それは質的には私傷病における使用者責任（健康保険などにおける使用者拠出義務）と同じであつて、労働法とは別個の社会保障法独自の責任と解される⁽¹⁰⁾。

つぎに国庫負担であるが、私は前稿において、社会保障が国家の責任を中心とする国民の生活保障のための制度であることに照応し、労災保険の社会保障化という制度的前進のための経費についての国庫負担を積極的に評価した⁽¹¹⁾。この点についても、考えをかえていない。その制度的前進とは、まず前述の保障の対象となる災害の範囲の拡大であり、つぎに保障が被災労働者の生活保障へと本質を転換したことによる、年金化その他の保障給付額の増加あるいは、リハビリテーションその他の被災労働者の福祉施設や、今後大いに重要視されるべき災害予防措置の増進等、個別責任のもとでは本来なされなかつた措置の充実である。

しかし、労災保障部門への国庫負担導入の根拠はこれにはかぎられず、労災保険の社会保障化を必然化する新しい

要因として前述した労働災害の社会化現象のなかにも存在する。すなわち最近の労働災害誘発要因として登場した交通事情の悪化、労働者の体力、健康状態の低下ないし悪化、さらに公害の拡大、進行など、労働災害における企業外要素の増大であるが、これは最近のわが国におけるいわゆる高度経済成長のもたらしたものであり、これについては、その高度経済成長をなしその利益を吸収した資本全体がまず連帯して責任を負わなければならないことは当然である。この点において、集団責任説が妥当する十分な根拠があることはさきに一言したとおりである。

しかし、このような労働災害における企業外要素は、国民一般の健康と体位の保全、向上の使命をになう国家の義務としての保健政策、都市政策、住宅、交通政策、公害防止政策その他万般の政策と密接不可分の関係にあることも見逃しえない。すなわち、今日における労働災害の発生または予防は、単に阜近な労働災害そのものの発生または予防の視野のみではとらえず、国家のこのような政策全般と深いかわりをもつのであって、このような関係は、労災保険の社会保障化自体を促すとともに、その財源について、保障給付および予防の双方の面での相応の国庫負担を根拠づけるのである。

- (1) 業務上の事故をも対象とするわが国の厚生年金は、この原則によって労働者も負担している。この制度は、労災保険の社会保障化が完全になされた場合、全社会保障制度の立場からそのあり方に検討が加えられるべきこととなる。
- (2) ベバリッジ・レポート八七項、山田鑑訳前掲六一項以下。
- (3) P. Durand, *op. cit.*, p.206
- (4) 拙稿、前掲社会労働研究一七卷一・二号一六頁。
- (5) 和田八束「社会保障と受益者負担」(月刊労働問題一九六九・一)参照。
- (6) この点はいずれ論じたいが、解雇は私法上は自由であっても、資本主義社会においては、それは労働者の生存を脅かす効果をもち、国民の生存権保障を理念とする社会保障法上は、使用者はそれに対し責任を負うとみられるからである。立論に

若干の差はあるが、失業に対する使用者の責任を肯定するものに、田中清定「労働保険の諸問題」（ジュリ・三九三号一〇八頁）、西谷敏前掲三三頁があり、また小川教授は、失業が資本主義社会特有の現象たることから、労使同率負担のわが失業保険制度には問題ありとされる（新労働法講座八巻三〇七頁）。

(7) 西谷教授は、社会保障の必然性が独占資本による収奪→勤労諸階層の貧困にあるところから、社会保障をその加害者から被害者へ支払われる一種の補償としてとらえ、ここに使用者提出の根拠を求められる（前掲三二頁以下）。この見解自体きわめて興味あるものであるが、収奪→貧困化という概括的な社会・経済学的関係は、なまのままで使用者の法的責任の根拠とはなしえず、それを法的にリファインする必要がある。そこで教授も各制度ごとに使用者責任の根拠を検討されているし（同三二—三三頁）、また、社会保障財源については、対象となる事故の原因に関して責任を有する者が負担すべきこととされている（同四一頁）。結局、各部門ごとの個別的判断を要するところと思われる。

(8) 拙稿、前掲社会労働研究一七巻一・二号、一二頁以下。

(9) 拙稿、前掲社会労働研究一七巻一・二号、二二頁以下。

(10) 社会保障法上の使用者責任の性格を論じたものとして、林「社会保障における使用者の社会的責任」（健康保険一九巻二号）、上村「家族手当における責任の問題」（社会保障年鑑六六年版）など。また社会保障における財源負担の根拠論としてILO "The Financing of Social Security" 1964, p.1.、西原「社会保険における拠出」（契約法大系V所収）など。

(11) 拙稿、前掲社会労働研究一七巻一・二号一六頁。

四 労働保障の給付水準の問題

前述のオランダのような例外を除いて、労災保険は、他の一般社会保険よりも労働者に有利な扱いがなされているのが、現在でも世界における通例である。労災保険をいかに社会保障という高次の理念のもとにおける法体系に組み込もうとも、それがかつての使用者責任制時代における給付内容に劣るものとなるならば、その社会保障化自体、拒

否されるべきものとなるであろう。右の世界における労災保険の有利取扱の現象は、理論的というよりも、一般社会保障の給付内容の低さを前提として、労災保障については、過去の使用者責任法制における補償内容を維持しようとした実際上の考慮が強く働いた結果と認められる余地が大きい。

しかしながら、社会保障制度が現代社会に必要不可欠のものとして定着し、かつ今後の発展が図られなければならない今日においては、右の労災保障における有利扱いというものにより理論的な検討が加えられなければならないと思われる。

そしてこの場合、右に述べたように、社会保障下の労災保障の給付内容が過去の使用者責任法制における補償内容を下つてはならない要請（両者は補償原理を異にするものであるから、本来その比較は困難なのであるが）は絶対的であるから、問題は、社会保障における他の部門の保障内容が労災保障部門におけるそれに追いつてはならないか、換言すれば、およそ社会保障において、労災保障にはつねに有利取扱原則が貫かれなければならないかという形をとつてあらわれる。そして、この有利取扱原則のうち、最も重要なのは給付水準に関してである。そこで、労災保障における給付水準を中心として、以下この問題の検討をなすこととしたい。

まず、社会保障における労災保障の有利取扱原則の根拠はなにかであるが、この点について論議の先鞭をつけたのはやはりベバリッジであつた。

ベバリッジは、周知のごとく、ナショナル・ミニマム確立の理念のもとに、全国民を対象とする均一給付による社会保障制度を構想したのであるが、労災保障に関しては、その社会保障化の必要性と、その観点からの業務外災害との同一取扱の原則を強調しつつも、例外的取扱いを提言した。すなわち、業務上災害疾病による労働不能が一三週以

上にわたるときは、所得比例給付（完全労働不能のときは、被用者の就業時の収入の三分の二）をなすべきこととしたのである（一）。これは單純な給付額の例外的取扱いではなく、後述のように、給付原理そのものの特別的取扱いをしたものと見て注目されるべきものであるが、そのもっとも主要な論拠はつぎのようである。

ある地域に欠くことのできない危険な産業に従事することが必至であるとすれば、その従事には当然にその産業の危険に対する特別な対策をなすことの保障が望ましく、また蒙った労働不能や死亡に対しては、生活に必要な最低限ばかりでなくて、稼得比例の補償がなされるべきである。もしある職業がとくに危険であるならば、その職業には特別な報酬——危険手当——が必要であるが、その危険手当は賃金の形でのみ支給されても意味がなく、危険が現実化されたあとでも必要となる。これだけでも、危険が平均より高い職業では特別な条件で補償をなし、危険が少ない職業では労働不能の原因を問わず、一般的措置にゆだねるのがよいことになる。ある職業において、そこでの危険率が道路上や家庭内の普通の危険率と実質的に差がない場合には、それに対し特別の手厚い措置をとる強い根拠は見出し難い（二）。

こうして、ベバリッジの理論においては、同じ業務上の災害疾病を受けても、危険度の高い企業に雇用される労働者と危険度の低い企業における労働者とは社会保障上差別されることになるのであつて（三）、まことに特異な理論といふべく、とうてい承服しがたいものがある。

しかし、この点はさておき、ベバリッジの右の労災保障給付における所得比例制の特別取扱いは、一般社会保障給付が均一給付であることを前提としたものであるから、もし一般社会保障給付全体を所得比例制に移すとすれば、おのずから解消され、ことさらに労災保障給付を特別扱いする必要はなくなることとならう。そして、後述のように、

この所得比例制の基礎をなす原理——過去の生活水準の維持——こそ、イギリスにおいてベバリッジ以後に現われた第二の生活保障原理なのであった。

労災保障の特別取扱いの理論づけとして、より一般的説得力をもつとみられるのは、労働災害が当該社会に有益な行為過程で生じたことに着眼する説である⁽⁴⁾。すなわち、労働災害は、労働者の私生活で生じた事故と異り、その社会に有益な労働過程で発生したものであるから、その犠牲に対しては、私生活上の事故よりも一段高額の給付をなすことによつて酬いるべきであるとするものである。そしてこのことは兵士の戦争による犠牲の關係に擬せられる。

この説に立てば、社会保障体系中、労災保障給付は必ず他の一般的給付よりも高水準でなければならないこととなる。しかしながら、一見妥当とみられるこの説もやはり問題がある。まず、社会主義社会ならばともかく、資本主義社会においては、個人主義を基調として、私利利潤追究を建前とするものであり、労働者といえどもみずからの生活維持のために労働するものである。その労働による社会的貢献は、直接に危険な社会防衛業務に身を挺する警察官、消防士など特殊な労働者を除き、ごく間接的、結果的なものにすぎず（これが兵士とは根本的に異なる）、これに特別の社会的報償を与えることは、現行社会の基本構造と相容れない⁽⁵⁾。もしこれをなすとすれば、単に労働者の被災後の救済の面のみではなく、稼働中の賃金についてもなされなければならないであろうし、また労働者だけではなく、自営業者の営業活動中の事故の救済にも及ばなければ首尾一貫しない理である。

第二に、この説では、一般社会保障給付が被保障者の過去の所得を完全に保障するところまでに到達した場合にも労災保障給付はこれにさらに上乗せされなければならないこととなるが⁽⁶⁾、これは社会保障の限界をこえるものではないかの疑問である。この点は社会保障の給付水準の理想図を構想するにあたってきわめて重要な問題であるが、私

は、中位以上の所得水準にある者の事故に対する社会保障給付は、その者の過去の所得を完全に保障することによってその目標は達せられるものと考ええる。それ以上の保障は社会保障外でなされるべきもので、したがって、一般社会保障給付が右の目標に達したのちにおいては、労災保障給付はそれ以上の額、すなわち中位の所得者が、労災によってその所得を上廻る額を保障するまでの必要はないと思うのである。

以上、労災保障の給付水準についての有利取扱いの主張の二つの論拠について検討し、いずれも首肯できないことをあきらかにしたが、逆に、この労災保障の特別取扱いの解消―ひいては労災保険解消―を積極的に主張する説の代表として樋口氏の説⁽²⁾があげられる。

氏は、かつて労災補償が業務危険の觀念の上に構築された沿革のゆえに、社会保障体系中、それが特別有利な取扱いを受けて出発したものではあるが、その後、その特別取扱いが他の一般社会保障における給付内容、給付条件の改善によって漸次解消されつつある近時の國際的動向を指摘したうえ、社会保障発足以後における産業安全、賃金、社会保障の發展といった社会的諸事情の変化に応じて、将来における社会保障はこの差別解消に向うべきことを説かれる。社会保障が、平等性と普通性の原理のもとに、社会に生ずる事故に対する有効な保護への人々の熱望を実現すべきものである以上、業務上・外の区別は消滅すべきものであらうと。そしてこの場合、最近の社会の工業化ないし技術革新の進展が、労働者の全生活面にわたる災害の激増や人間の生活構造の複雑化をもたらし、災害についての挙証や個人、企業、社会の責任配分を困難ならしめ、このことが労災保障面においての、かつての業務危険の觀念から社会責任への転換を迫るものであることが強調されている。

右の樋口氏の見解に私も基本的に賛成である。まず第一に一般社会保障給付は最低生活保障を基礎としつつ、これ

から脱して、事故発生前の国民の生活維持に向うべき原理的必然性をもつこと、第二には最近の高度成長がもたらした災害要因の複雑化による災害の「業務上」概念の根拠の稀薄化。これが今後における労災保障有利取扱の撤廃の主要な要因である。

このうち、第二の災害要因の複雑化については、労働災害における企業外的要素の増大―労働災害の社会化現象―の面から前述したところである。ここで強調されなければならない点は、これとは逆の形において、従来から労働災害でなく純然たる私傷病とされていたものに企業活動による影響が増大しつつあるということである。負傷についていえば、まず交通災害があげられる。交通災害は、最近の自動車災害に端的にみられるように、自動車台数の増加と人口の都市集中化に負うところが大きいが、この二つとも根本的には産業構造の変化ないし高度成長のもたらしたものである。より卑近にみても、企業活動の活発化は、営業車の増加をきたし、一般国民の自動車災害を激増させる。つぎに、この自動車台数の増加は、他面、光化学スモッグ等の原因となつて一般国民の内部疾患を誘発する。内部疾患は、自動車の排気ガスにとどまらず、四日市ぜん息に端的にみられるような企業活動による空気汚染、水俣病にみられるような海洋、河川汚染、その他きわめて広汎な範囲において企業活動によつて生ぜしめられるにいたつた。また高度成長の所産である右の人口の都市集中化は騒音、振動、交通事情の悪化、空気汚染、空閑地ないし緑地の減少などとなつて、直接、間接に住民一般の体力、疾病に対する抵抗力を低下せしめ、これが風邪その他万端の内部疾患の基本的誘因となつてゐることは疑うべくもあるまい。

このようにして、今日における私傷病は、多かれ少なかれ企業活動の影響をうけて発生するのであつて、昔日のごとく、純然たる私傷病としては理解しがたくなつてゐる⁽⁸⁾。固有の労働災害は、企業活動によつて、直接その企業

主と雇用関係にある労働者に生じた災害であつたが、私傷病における右の事情は、その労働災害が外延を拡張、一般住民をも対象化するにいたつたといふのであろう。そして、従来からの固有の労働災害とこの新たな労働災害は、より大きく産業災害ともいふべき概念のもとに統合、吸収されるべきもの⁽⁹⁾と思われる。要するに、一方において固有の労働災害に企業外的要素が増大し、他方、国民一般の私傷病に企業活動の影響が濃厚となり、かつこの傾向が将来ますます顕著となるであらうことは、単に責任配分の不明確化のみならず、とりもなおさず「労働災害」と「私傷病」の同質化、さらに「労働災害」あるいは「業務上災害・疾病」の概念自体の崩解を暗示するのである。

つぎに第一の社会保障における給付内容の所得維持への指向性であるが、これについては、私はかつて別稿においてくわしく論じた⁽¹⁰⁾。ここでは概略を述べるにとどめたい。

社会保障といわれる制度には、同じ国民の生活保障を図るものでありながら、従来その基本原理を異にする二つのパターンがあつた。一はヨーロッパ大陸で行なわれている大陸型（『ビスマルク型』）であり、他はアングロサクソン・北欧型（『ベバリッジ型』）である。前者は能力主義に立脚し、個人の所得に比例した拠出、給付を行なうのに対し、後者は平等主義の上に立ち、個人の過去の所得とはかわりなく、一律の拠出・給付をなす。前者における生活保障の原理は、稼働能力喪失後において、各被保障者に極力従前の生活を維持せよとする「生活維持原則」

(principle of maintenance of previous standard of living) であるに反し、後者のそれは、すべての国民に一律に最低限度の生活を保障しようとする「最低生活原則」(subsistence principle) である。このうちいずれの型をとつても労働保障給付は一般給付よりも高く定められるのが各国の立法例であつた。この場合、所得比例制をとる国においては、その比率を他よりも高めることで足り、その原理を変更する必要はなかつたが、均一制をとる国においては、

労災保障に関しては均一の原理そのものを修正する必要もあった。

ところで、この二つの生活保障原理のうち、最低生活原則は、戦後の国民総窮乏の事情にはきわめて適切かつ有効な原理であつて、ベバリッジの均一構想が妥当する大きな根拠があつた。しかし、その後の社会の安定、経済の復興にとまなう人々の所得水準、生活水準の向上はやがてこの最低生活原則に不満を生ぜしめるに至る。人々は、その稼得能力の喪失、中断に際して、一挙に最低生活へ転落することにあまねず、極力、従前の生活を維持できるような内容の保障を求めるようになったのである。ここにおいて、均一制 $\parallel$ 最低生活原則にかわる、第二の生活保障原理たる所得比例制 $\parallel$ 生活維持原則が登場することとなった。ベバリッジ原則の崩解と称された一九六一年にはじまるイギリス社会保障法の改革がこれに対応する。

このようにして、いままです顯著な原理的相違を示していた世界における社会保障は所得比例制 $\parallel$ 生活維持原則へと統一化の傾向が打出される（逆に所得比例制国においては、給付額の最低保障制導入の形で最低生活原則がとり入れられることになる）ことになった。最低生活原則の上に立ちつつも、生活維持原則はいまや社会保障の本流となつたのである。そして、この原理に立つた場合、その最終目標は、被保障者の過去の所得（ $\parallel$ 生活水準）の一〇〇パーセントの保障であることはいうまでもない。この点は労災保障給付であろうと他の一般給付であろうとかわらない。根本において損失てん補を脱しえなかつた個別的使用者責任法制のもとにおける補償も、民法上の損害賠償的原理を前提とする逸失利益補てんの意味あいにおいて、やはり過去の所得の一定率の支給という所得比例的形態をとつた。しかし、外形上同じような所得比例形態をとつても、その本質の理解は使用者責任法制におけると社会保障に組み入れられた後の労災保障給付とは異なるべきであり、後者は生活保障の一原理としての生活維持原則からであるものと認め

られるのである。

現在、フランスの完全廢疾の場合の一〇〇パーセント保障のような例外を除き、わが国にもみられるように、労災保障の給付水準が他の給付より高いといつても、それさえも右の目標が達成されていない状況である。したがって、これ自体の目標達成が先行すべきであろうが、それに他の社会保障給付がリードされる形をとつて、ともども、その一〇〇パーセント保障にゆきつくべきものである。

以上は労災保障における所得保障給付の面についてのみ考察したが、医療保障面についてはより明白である。所得保障においては、過去の沿革から、經過的には両者に格差があることは是認できるとしても、傷病の治療面の給付については、社会保障法上、もはや労働災害に起因するものとその他とを区別する理由は見出しがたいのである。

要するに、現段階における社会保障は、労災保障給付の水準とそれ以外の給付の水準のあり方に関し、後者はなによりゆえに前者に劣らねばならないか、という形で問題が提示されているのであつて、労災保険の社会保障化によつて、その保障水準が現在の一般水準なみに引下げられるか、ではないのである。そして、「同一ニードに対しては同一給付を」という社会保障原理上の強い要請に対し、これをこばみうる根拠は見出しがたい。このことは給付額のみの問題ではなく、保険への加入期間、待期間等の給付条件についてもいえることである。現在の社会保障は社会保険の技術への依存がいまだ強く、労災保険におけると異り、一般給付の開始には一定の抛却期間が要件とされるのが通例であるが、社会保障の進展はやがてこの保険技術上の障害を克服し、またすべきものであらう。現に労災保険がそうであるように。

(1) ベバリッジ・レポート、三三三項、山田鑑訳二〇〇頁。

- (2) ベバリッジ・レポート八一項以下、山田鑑訳五七頁以下。この理由づけのほか、労働災害が使用者の命令下における労働によつて発生したこと、および、労働災害に対する特別給付が過失の有無を問わず支給されれば、普通法上の使用者の責任は道義的に責任ある場合だけに限定されることをあげるが、これが論拠として弱いことはベバリッジ自身も認める。
- (3) もっとも、ベバリッジの具体的提案では、このような差別はなされていない。
- (4) P. Durand, *op. cit.*, p.210 *et seq.* 現行制度についてのイギリス政府もこの考え方を採用したとされる。社会保険事典三九八頁(三島教授執筆)も同旨と認められる。
- (5) 社会主義国における労災保障の有利性は、これによつて容易に理論づけられる。Dupeyron, *op. cit.*, p.383, note 3 参照。
- (6) 社会保険事典三九八頁はこれを肯定。
- (7) T. Higuchi, "The special treatment of employment injury in social security" (*International Labour Review*, Vol. 102, No. 2)
- (8) 大河内教授は、はやくから、とくに疾病について業務上外の判定の困難性を指摘されてきたが(改訂版、社会政策(各論)八八頁以下)、最近の産業の発展は、この傾向を、労働者→労働者の家族→一般住民へと拡張している。
- (9) 窪田、乾、田村編「現代の企業災害」(法学基礎セミナー4)は、公害と労働災害を現代企業の災害として把える立場に立つ(同書二、七頁)。
- (10) 拙稿「近年における社会保障法発展の動向と生存権原理の進展」(社会労働研究一八巻二号)

む す び

樋口氏の表現によれば、労災補償は社会保障の "pace setter" であった。にもかかわらず、それが労使関係の場における使用者の労働者に対する責任の形で登場したがゆえに、容易に生活保障を本質とする社会保障体系になじみえないという皮肉な結果をまねていた。しかしながら、すべての事故をコムプリヘンシブにという、この点においては崩れることのないベバリッジの社会保障原理の強い力に加え、労災補償自体における前述の社会保障への指向性が合

して、労災保険は漸次社会保障化への途をとることとなる。

本稿は、私のこの労災保険社会保障化に対する立場をあきらかにしつつ、その場合に予想される二つの問題点——財源負担と、給付水準の問題——についての考察を行なった。前者については依然として使用者負担が主体となり、これに国庫負担が加わることで、後者については、労災保障給付以外の一般給付がとりあえずは労災保障水準を目標として引上げられるべきこと——したがって労災補償は依然として社会保障の *pace & meter* の地位を保ち続けることとなる——の結論を導いた。もしこの第二の点^が実現されたとき、財源負担との関係を除き、「労働災害」、さらに「労災保障（補償）」の概念は消滅する。そして、この「労働災害」概念の消滅は、単に制度が一本化されたというだけによってではなく、経済の発展あるいは産業の構造の变革が労働災害を含めた国民の傷病にもたらした変化にもよるものであることに注意しなければならないのである。